

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の制裁の報告書

(庁名) 広島地方裁判所

事 件 番 号		平成29年(秩ろ)第1号	
本 案 事 件	事 件 番 号	[REDACTED]	
	事 件 名	[REDACTED]	
	当 事 者	被告人 [REDACTED]	
	手 続 の 種 類 等	第 [REDACTED] 回公判 [REDACTED]	
本 人	氏 名	[REDACTED]	
	本案事件との関係	傍聴人 [REDACTED]	
補 佐 し た 者 の 氏 名			
拘 束	日 時	平成 年 月 日 午 時 分	
	命令を受けた者	裁判所職員 警察官	
	留 置 場 所		
制裁の裁判	宣 告 日	平成 年 月 日	
	内 容	監置 日	過料 万円
抗 告 異 議 申 立	申 立 日	平成 年 月 日	
	代 理 人 の 氏 名		
原裁判の更正(法第5条第2項)		有 無	
確 定	確 定 日	平成 年 月 日	
	確 定 事 由	期間満了 取下げ	
監置の執行	執 行 日	平成 年 月 日	
	場 所		
備 考			

(最総一)

平成29年(秩ろ)第1号

決 定

住 居 [REDACTED]

職 業 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

上記の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、次のとおり決定する。

主 文

本人を過料[REDACTED]万円に処する。

理 由

(事実の要旨)

本人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、広島地方裁判所第302号法廷において、被告人[REDACTED]に対する[REDACTED]被告事件の第[REDACTED]回公判期日を傍聴席で傍聴していた者であるが、同日[REDACTED]時[REDACTED]分頃、[REDACTED]

[REDACTED]と発言し、その後、裁判長から退廷を命ぜられた直後にも、[REDACTED]と大声で発言し、もって、暴言により裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判の威信を著しく害したものである。

(適用した法令)

法廷等の秩序維持に関する法律2条1項

平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日

広島地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官

丹 羽 芳 徳

裁判官 武 林 仁 美

裁判官 藤 村 香 織

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の制裁の報告書

(庁名)大阪高等裁判所

事 件 番 号		平成29年(株に)第1号	
本案事件	事 件 番 号	[REDACTED]	
	事 件 名	[REDACTED]	
	当 事 者	被告人	
	手続の種類等	第 回公判 [REDACTED]	
本 人	氏 名	[REDACTED]	
	本案事件との関係	被告人	
補佐した者の氏名			
拘 束	日 時	平成 年 月 日 午 時 分	
	命令を受けた者	裁判所職員 警察官	
	留 置 場 所		
制裁の裁判	宣 告 日	平成 年 月 日	
	内 容	監置 日	過料 日
抗告 異議申立	申 立 日		
	代理人の氏名		
原裁判の更正(法第5条第2項)		有 無	
確 定	確 定 日	平成 年 月 日	
	確 定 事 由	期間満了 取下げ	
監置の執行	執 行 日	平成 年 月 日	
	場 所	[REDACTED]	
備 考			

平成29年（秩に）第1号

決 定

本 籍 [REDACTED]

住 居 [REDACTED]

職 業 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生

上記の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、次のとおり決定する。

主 文

本人を監置[REDACTED]日に処する。

理 由

（事実の要旨）

本人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]時[REDACTED]分頃、大阪高等裁判所第1001号法廷において、本人に対する[REDACTED]
[REDACTED] 被告控訴
事件（[REDACTED]）を審理する際、[REDACTED]
[REDACTED]，もって、裁判所の職務の執行を妨害するとともに、裁判の
威信を著しく害したものである。

（適用した法令）

法廷等の秩序維持に関する法律2条1項後段

平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日

大阪高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 福 崎 伸 一 郎

裁判官 坪 井 祐 子

裁判官 西 森 英 司

(別紙様式第1)

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の制裁の報告書

(庁名) 福井地方裁判所

事 件 番 号	平成29年(秩ろ)第1号	
本 案 事 件	事 件 番 号	等
	事 件 名	
	当 事 者	被告人
	手続の種類等	第回公判
本 人	氏 名	
	本案事件との関係	被告人
補佐した者の氏名		
拘 束	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	命令を受けた者	裁判所職員 警察官
	留 置 場 所	
制裁の裁判	宣 告 日	平成 年 月 日
	内 容	監置 日 過料 円
抗 告 異議申立	申 立 日	平成 年 月 日
	代理人の氏名	
原裁判の更正(法第5条第2項)		有 無
確 定	確 定 日	平成 年 月 日
	確 定 事 由	期間満了 取下げ
監置の執行	執 行 日	平成 年 月 日
	場 所	
備 考		

(最総一)





平成29年（秩ろ）第1号

決 定

住 居 [REDACTED]

職 業 [REDACTED]

本 人 [REDACTED]
[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

上記の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、当
裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本人を監置 [REDACTED] 日に処する。

理 由

（事実の要旨）

本人は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、福井地方裁判所第1号法廷で開廷された本人を
被告人とする [REDACTED] 被告事件の第 [REDACTED] 回公判期日において [REDACTED]

[REDACTED] などと怒号し、もって、暴
言及び暴行により裁判所の職務の執行を妨害するとともに裁判の威信を著しく害し
た。

（適用した法令）

法廷等の秩序維持に関する法律2条1項

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

福井地方裁判所刑事部

裁判官 熊 谷 大 輔 [REDACTED]

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の制裁の報告書

事 件 番 号	平成29年(秩ろ)第1号		
本 案 事 件	事 件 番 号	[REDACTED]	
	事 件 名	[REDACTED]	
	当 事 者	被告人 [REDACTED]	
	手続の種類等	第[REDACTED]回公判 [REDACTED]	
本 人	氏 名	[REDACTED]	
	本案事件との関係	被告人	
補 佐 し た 者 の 氏 名			
拘 束	日 時		
	命令を受けた者		
	留 置 場 所		
制 裁 の 裁 判	宣 告 日	平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日	
	内 容	監置 [REDACTED]日 過料 [REDACTED] 円	
抗 告	申 立 日		
異 議 申 立	代理人の氏名		
原裁判の更正(法第5条第2項)			
確 定	確 定 日	平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日	
	確 定 事 由	期間満了	
監 置 の 執 行	執 行 日	平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日	
	場 所	[REDACTED]	
備 考	1 行為時の状況は、別紙のとおり 2 補佐をした者(弁護士)は、いない。 3 本人は本案事件で[REDACTED]の被告人であり、拘束命令は発していない。		



別紙

本人は、平成 年 月 日、神戸地方裁判所尼崎支部刑事法
廷において、
被告事件の審理のため被告人として公判期日に出頭し
ていた者であるが、同日 時 分頃、同公判期日において
、裁判長が本人の不規則発言を注意し
たところ、これに激高した本人が

などと叫び、さらに、裁判長が不規則発言の禁止を命じる
も、なおも

などと叫んだため、裁判長が秩序維持のため、本人に退廷を命じ
たところ、更に激高して、

などと暴言を吐き、戒護職員
によって本人が退廷させられる際も、
、さらに、
、もって、暴言、暴
行等、不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判の
威信を著しく害した。

以 上

決 定

住 居

年 月 日生

上記の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、次のとおり決定する。

主 文

本人を監置 日に処する。

理 由

（事実の要旨）

本人は、平成 年 月 日、神戸地方裁判所尼崎支部刑事法廷において、
被告事件の審理のため被告人として公判期日に出頭していた者であるが、同日 時 分頃、同公判期日において、裁判長が本人の不規則発言を注意したところ、これに激高した本人が
などと叫び、さらに、裁判長が不規則発言の禁止を命じるも、なおも
などと叫んだため、裁判長が秩序維持のため、本人に退廷を命じたところ、更に激高して、
などと暴言を吐き、戒護職員 によって本人が退廷させられる際も、
、さらに、

(適用した罰条)

平成 年 月 日

裁判長裁判官 澤 田 正 彦

裁判官 角 谷 比 呂 美

裁判官 上 木 英 典